

# 島根県原子力安全顧問設置要領

## (設置)

第1条 中国電力株式会社島根原子力発電所（以下「発電所」という）の安全性に関する諸課題に対応するため、島根県原子力安全顧問（以下「顧問」という）を置く。

## (職務)

第2条 顧問は、知事からの求めに応じ、発電所の安全性に関わる事項について、必要な助言を行う。

2 顧問は、島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会会長の求めにより同協議会に出席し、必要な助言等を行う。

3 顧問は、知事からの求めに応じ、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づく立入調査に同行する。

## (顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

## (顧問の委嘱の際の要件等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問となることができない。

一 原子力事業者等（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉メーカーであって、いずれも商業目的の施設に係る者に限る。以下同じ。）又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

二 原子力事業者等の団体の役員又は使用人その他の従業者

三 顧問の委嘱日（以下「委嘱日」という。）前直近3年間に、原子力事業者等又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはこれらの者の使用人その他の従業者であった者

四 委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員又は使用人その他の従業者であった者

五 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者

2 知事は、外部有識者を顧問として委嘱するときは、次の各号に掲げる事項についての自己申告を求める。

一 この項の規定により申告する日（以下「申告日」という。）前直近3年間に、原子力事業者等又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはこれらの者の使用人その他の従業者であった者に該当しないこと。

二 申告日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員又は使用人その他の従業者であった者に該当しないこと。

三 同一の原子力事業者等から、個人として、申告日前直近1年間、申告日の1年前の日の前直近1年間又は申告日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者に該当しないこと。

四 当該外部有識者個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日前直近3年間（ただし、再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）における対象の研究名称、寄附者及びその寄附金額

五 申告日前直近3年間（ただし、再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 知事は、委嘱に際して、前項第4号及び第5号の情報を公表する。

4 当該外部有識者は、申告日から委嘱日までの間に第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる者となることが新たに生じた場合は、遅滞なく知事に対してその事項についての自己申告を行うこととする。

5 知事は、委嘱後、顧問が申告日から委嘱日までの間に第1項各号に該当することとなったことが判明した場合は、当該顧問の委嘱を取り消す。

（顧問の在任中の要件等）

第5条 顧問は、その在任中に次の各号に掲げる事項が新たに生じた場合は、遅滞なく知事に対してその事項についての自己申告を行うこととする。

一 顧問が前条第1項第1号又は第2号に掲げる者となること。

二 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日の1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領していた者となること。

2 知事は、顧問が前項第1号又は第2号に掲げる事項に該当することが判明した場合は、当該顧問を解任する。

3 知事は、顧問に対して、次の各号に掲げる事項についての自己申告を、その在任中毎年4月30日までにを行うよう求める。

一 その年の3月31日以前の1年間における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及びその寄附金額

二 その年の3月31日以前の1年間において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

4 知事は、前項に基づく自己申告があった場合は、その情報を公表する。

（島根県原子力安全顧問会議）

第6条 知事は、必要があると認めるときには、助言を求める案件に応じて顧問のうちから適当と認める者に出席を求め、島根県原子力安全顧問会議を開くことができる。

（庶務）

第7条 顧問に関する庶務は、防災部原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成20年9月18日から施行する。

一部改正 平成23年8月1日

一部改正 平成24年7月1日

一部改正 平成25年4月1日